

秦荘町・愛知川町

第7号

平成15年
(2003年) 10月



合併研究会だより

発行 秦荘町・愛知川町合併研究会事務局 (愛知川町役場3階)

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛知川町大字愛知川72番地

TEL0749-42-7671 FAX0749-42-7677

ホームページ <http://www.hata-echi.jp/> Eメール gappei@hata-echi.jp

第9回

秦荘町・愛知川町 合併研究会の報告

平成15年10月1日、秦荘町役場2階第1会議室において、第9回秦荘町・愛知川町合併研究会を開催しました。その内容につきましてお知らせします。

今後のスケジュール(案)および合併協議会規約(案)等について審議を行いました。

協議・報告事項

① 法定協議会全体スケジュール(事務局案)について
原案どおり承認されました。法定合併協議会の設立から新町誕生までのスケジュール(案)は下のとおりです。

② 秦荘町・愛知川町合併協議会規約(案)の構成について
原案どおり確認されました。法定合併協議会規約(案)および組織体系図(案)の構成は次のページのとおりです。

③ 秦荘町・愛知川町合併協議会各規程(案)等の概要について
原案どおり確認されました。法定合併協議会各規程(案)等の概要は次のページのとおりで。

④ 今後の研究会の進め方について
原案どおり承認されました。第



8回の研究会で研究事業のまとめができたので、第10回合併研究会をもって研究会は最終となります。

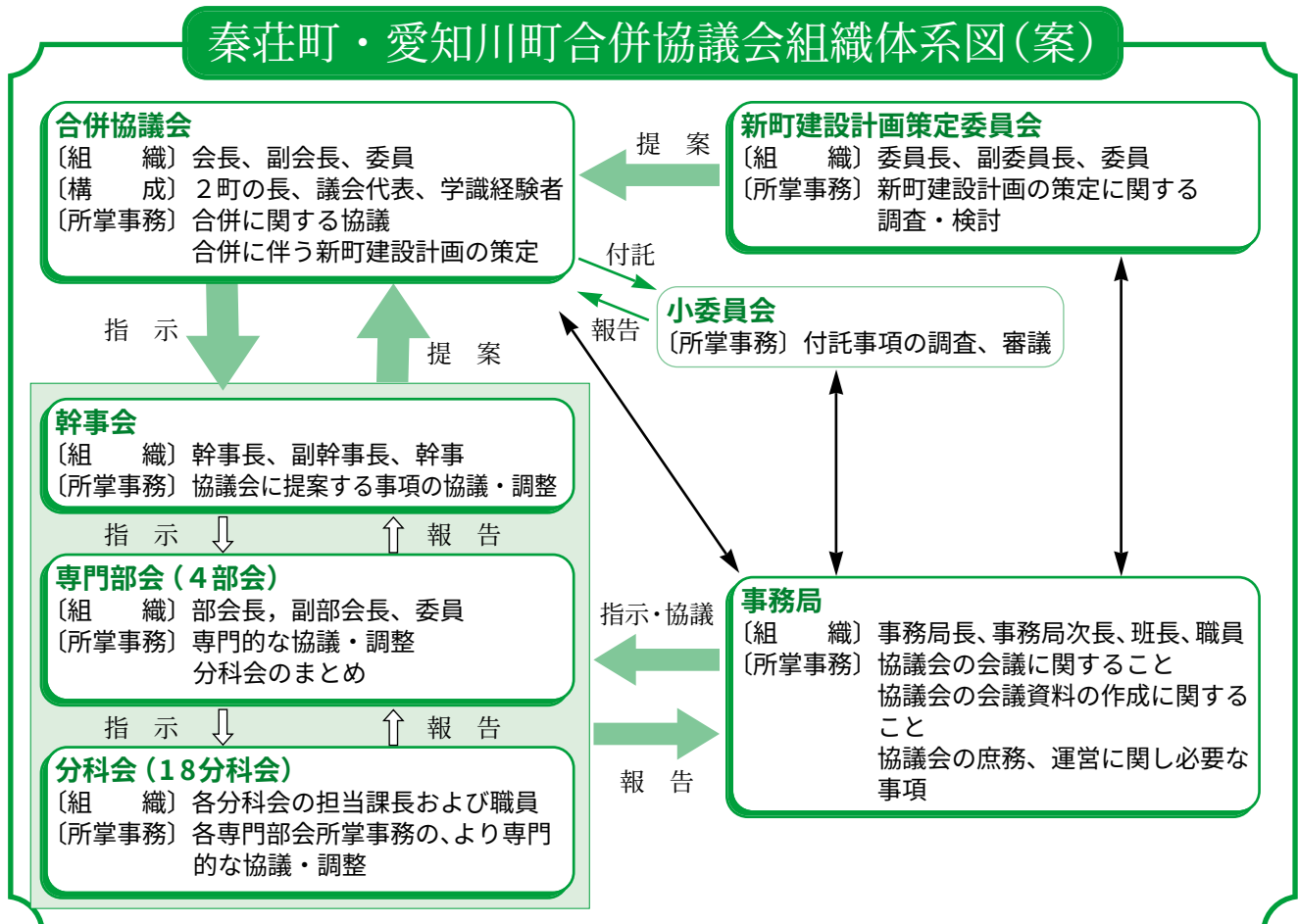
法定協議会全体スケジュール事務局(案)

	平成15年度						平成16年度											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主な日程		第一回法定協議会			秦荘町議会議員選挙	愛知川町議会議員選挙						合併議決 合併協定書調印式			県議会議決 総務省届出	総務省告示	新町誕生	
合併協議会																		

秦荘町・愛知川町合併協議会規約（案）の構成

- 合併協議会設置の根拠は、地方自治法第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に基づく。
- 名称は、秦荘町・愛知川町合併協議会とする。
- 事務は、合併に関する協議、新町建設計画の作成、その他合併に関し必要な事項を行う。
- 事務所の位置は、愛知川町大字愛知川72番地 愛知川町役場（現研究会の事務所）とする。
- 組織は、会長、副会長および委員とする。
- 会長および副会長は2町の長の協議により、そのうちから選任する。
- 委員は、2町の議会の議員各6名、2町の長が協議して定めた学識経験を有する者17名以内、計29名で会長と副会長を含めると総計31名とする。

秦荘町・愛知川町合併協議会組織体系図（案）



秦荘町・愛知川町合併協議会各規程（案）等の概要

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 秦荘町・愛知川町合併協議会幹事会規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会専門部会規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会事務局規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会財務規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会会議運営規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会会議運営申し合わせ事項（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会小委員会規程（案） | <ol style="list-style-type: none"> 秦荘町・愛知川町合併協議会新町建設計画策定委員会規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会委員等の報酬および費用弁償に関する規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会傍聴規程（案） 秦荘町・愛知川町合併協議会会議録等閲覧に関する規程（案） <p>※ 1～4は法定協議会における報告事項、5～11は法定協議会における協議事項</p> |
|---|--|

2町合併における効果等（事務局案）

■ 2町で合併することの意義

○地域の歴史的・文化的な結びつき、地勢、都市規模の類似性、住民の日常生活でのつながり等から、全体として目指す方向が理解され、具体的に議論が深められる地域である。

（1）対等合併が可能

・ 2町の人口規模や産業構造等が類似しており、実質的に対等な話し合いによる合併が可能である。

※市を含む広域的な合併では、対等な話し合いができないのではないか。

（2）住民の顔が見える行政サービスの提供が可能

・ 2町合わせた面積は約38km²で、自動車で20分もあれば端から端まで十分移動できる範囲であり、コンパクトにまとまりのある地域であることから、2町住民の顔の見える行政サービスの提供が可能である。

※広域的な合併では、地域内の移動に時間がかかり、きめ細かな住民サービスが行き届かないのではなか。

ないのではないか。

（3）個性あるまちづくりが可能

・ 地域の独自性が発揮しやすい規模であり、2町の豊富な歴史文化資源を活用することにより、個性あるまちづくりの展開が可能である。

（将来ビジョンが描きやすい）

※広域的な合併では、全ての地域の個性や独自性を全面に出すのは難しいのではないか。（総花的になる）

■ 2町合併で予想される効果

（1）住民の利便性の向上

・ 秦荘町および愛知川町の両町民の日常生活圏は、現在の行政区域を越えて周辺市町に広がっているとともに、両町間の行き来も増加している。

←

※利用が制限されていた他町の公共施設（保健福祉施設、図書館、スポーツ施設等）が相互利用できる。

※合併前の町において、町内・町外で利用料金が定められている場合は、利用料金が安くなる。（スポーツ施設等）

（2）少子高齢化に配慮した行政サービスの高度化・多様化

・ 2010年には、秦荘町の高齢化率は20.5%、愛知川町の高齢化率は15.5%に達成することが予測されている。（各町の総合計画より）

・ 少子高齢化の進展により、地域における高齢者への福祉サービスの充実が大きな課題となってくるが、現在の行政単位では専門職を含めた人材の確保が困難。

←

※合併することにより、従来採用が困難または十分に確保できなかった専門職（保健士、理学療法士等）の採用・増強が図られ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となる。

（3）広域的なまちづくりの展開

・ 広域的な視点に立つて、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を生かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施できる。

←

※合併することにより、両町の

一体的な取り組みが可能となり、生活道路の連結が旧町境を越えて良くなる。

※将来的な取り組みとして、国道8号線のバイパスや（仮称）湖東三山インターチェンジ、愛知川右岸道路などの大規模プロジェクトを活かし、広域的な観点にたつたまちづくりが実施できる。

（4）行財政の効率化

・ 総務や企画等の管理部門の統合により、専門職の確保が可能になるとともに、一般職や特別職の減などにより経費が節減できる。

←

※合併後の一般職の定数は類似団体と比較すると、170名となり、現定数からは44名の減となる。合併後10年間で約4億円の削減効果がある。

※特別職についても総数が減少することになり、合併後10年間で約7億円の削減効果がある。

※他にも、スケールメリットにより、物件費、維持補修費、補助費等で削減効果が期待できる。

※また、合併に伴い、国や県から財政的な支援があり、新町のまちづくりが効果的に促進できる。（13.8億円）

合併市町村補助金	2億4千万円
臨時的経費に対する 普通交付税措置	1億9千万円
合併市町村支援 特別交付税措置	6億5千万円
県からの特例交付金	3億円
計	13億8千万円

■合併で予想される懸念事項と 払拭策

(1) 住民の声が届かなくなる

窓口担当者や各種相談窓口の新設や計画段階から住民代表の参画機会を図る。また、広報・公聴の充実強化を図り解消に努める。

(2) 名称が消え愛着が薄れる

地域に定着してきた名称など積極的に残すように努め、新しい地域の誇りをみんなで創っていくことが大事である。

(3) 周辺部と中心部の格差が広がる

新町の建設計画には住民参加の機会を図り、協働の計画づく

りと住民の意向を反映していくためのアンケート調査等を行い、格差が生じないよう新しいまちづくりの計画を創る必要がある。

(4) 行政サービスや負担に差が出る

両町の地域特性やこれまでの歴史文化を相互に尊重し、新町の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めることが基本になる。住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努め、負担公平の原則に立ち行政格差を生じないように努める。

(5) 役場が遠くなる

行政情報通信ネットワークの構築により、住民サービスの向上に努める。

(6) きめ細かなサービスがでなくなる

住民のニーズに的確に対応すべく専門職員の配置や、職員の政策形成能力の向上など意識改革を図り、更に住民サービスの向上に努める。

以上のように、合併した場合一般的に予想される懸念事項がありますが、2町のように小規模合併の場合はこのように懸念する度合いが非常に少ない。

■まとめ

○行政効率の追求のみを優先する人口規模の大きな組み合わせによる合併も一つの選択肢ではあるが、やはり歴史的、文化的な結びつき、地理的条件、住民の日常生活のつながり、住民相互の交流の活発化等から考えて、住民に一体性が生まれる、しかも、目に見える、顔の見える範囲というのが、合併を考える上で、最も重要ではないか。



- ・その点から言えば、この2町は十分に目に見える範囲であり、地名を言っても、あそこはあのだとわかる、そういうレベルで具体的に議論ができる地域である。
- ・また、非常にコンパクトで手頃な規模であり、小規模であるがゆえに、住民ニーズに的確に対応することができる地域である。
- ・さらに、合併後は、住民意識の一体感が十分望め、住民と行政のパートナーシップによる、地域の特性を生かしたまちづくりがさらに期待できる地域である。

○2町は今日まで効率的な行政運営と、健全な財政運営に努めてきたが、将来にわたって税収が大幅に増えるとは考えられず、特に、高齢者人口の増加に伴う経費が年々増加していくことが予想され、各町の財政は苦しくなり、現在の行政サービス水準を維持していくことは難しくなると思われる。



- ・まだ体力のあるうちに、次代を担う子どもたちの将来を考えるという視点からも、行財政の効率化を図り、2町合併に伴う財政支援を受け、行財政基盤の確立を図っていくべきである。



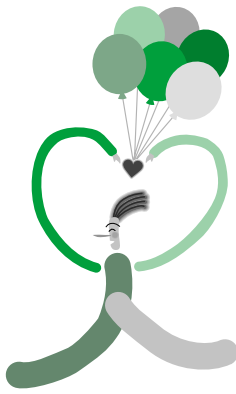
作成の前提条件

秦荘町・愛知川町合併研究会では「新町のまちづくりの基本的な考え方」「まちづくりの基本理念と将来像」を案として以下に示します。

作成の前提条件として新町のまちづくりの基本理念や将来像は、本来、新町建設計画策定の過程で、住民のアンケート調査や住民参加の委員会で広く住民の意見を聞きながら作り上げていくべきものでありますが、現段階で示した案は行政と住民がパートナーシップに基づき、まちづくり計画として策定した両町の第3次総合計画（平成14年度スタート）を尊重しつつ、合併への新たなまちづくりを期待して企画分科会が作成しました。

「2町合併における効果等」については2町で合併することの意義、2町合併で予想される効果や合併で予想される懸念事項と払拭策を示しました。

「新町のまちづくりの基本的な考え方」については夢のもてるまちづくりがどのように展開されるのか基本的な考え方を示しました。



「まちづくりの基本理念と将来像」の基本理念については新町で各施策を展開するうえで、どのような視点にたって進めていくのかを表したものであり、人権尊重と環境保全の視点に立ちながら、より豊かな暮らしを住民と行政パートナーに基づき進めていく考えとなっています。将来像は新町を發足した10年後、財政基盤を確立し、地域の新しい魅力を引き出しながら、自然や人とひととのふれあいの中から、まちも人も元氣なまちづくりが実現できるように願い「新しい確かな文化・心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」としています。

新町のまちづくりの基本的な考え方「企画分科会案」

広域的なまちづくりの課題と本地域の特性を踏まえ、合併した場合の新町のまちづくりについては、次の考え方を基本とします。

○ 地方分権に対応した総合的な行政サービスを提供できるまちづくり

新町は、都市機能が持つ生活利便性と田舎の持つ自然環境の良さを兼ね備えた新しい時代の価値観に基づく町として発展していくために、合併による財政効果を活かし、新たなまちづくりを総合的、一体的に進め、住民一人ひとりが質の高いサービスを平等に享受できる社会の実現を目指します。

○ 両町がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しつつ、その特色をネットワーク化し、地域の新しい魅力を引き出すことのできるまちづくり

秦荘町と愛知川町は、それぞれ「心ふれあい元気なまちハーティータウン秦荘」、「安心・感動・元氣がみんなの財産」愛と笑顔いっぱいの「やすらぎ街道都市」愛知川」を将来像に掲げまちづくりを進めてきました。両町がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しつつ、地域の人材、歴史、文化、産業等の資源を活かし、ネットワーク化を図りながら、新しい魅力あるまちづくりを進めます。

○ 住民と行政のパートナーシップに基づくまちづくり

人と自然を尊ぶ住民一人ひとりが、まちづくりの主役は住民であることを自覚し、住民や団体、企業が地域づくりに積極的に参加し、それぞれの役割を担いながら、「わがまち」を協働でつくるまちづくりを進めます。

○ ふるさと都市機能の充実したまちづくり

豊かな自然環境を守りながら、（仮称）湖東三山インターチェンジや国土軸、新国土軸、都市軸、地域連携軸等の道路交通体系の整備を図り、都市的利便性を兼ね備えたところ豊かなライフスタイルを創造するまちづくりを進めます。

○ 効果的な行政運営によるまちづくり

高度化、多様化する行政需要に対応し、適正な行政サービスを行うため、行政機能の向上をはかるとともに、行政改革を推進します。

また、住民福祉の向上をいかに効果的、効果的に図るかを基本として、それを実現化するための意思決定の迅速化、組織機構の見直し、行政評価システムの導入を図りながら、効率的・効果的な行政運営によるまちづくりを進めます。

まちづくりの基本理念と将来像「企画分科会案」

基本理念

秦荘町では、第3次総合計画において、これまでの「ハーティータウン秦荘」を基本理念として、人権尊重のまちづくりを継承しながら、みんなの知恵を集めて活かし、住民が豊かに暮らし、しあわせを感じることのできるまちづくりを目標としています。

愛知川町では、お互いが幸せで生きがいのあるまちを築くため、「人権尊重とパートナーシップのまちづくり」「環境を守り、やすらぎを守るための確かな取り組み」「健康と生きがい追求への応援」をまちづくりの理念の基本テーマとしています。

これまで共に、「人権尊重、環境保全、豊かな暮らし」を重視したまちづくりを進めてきました。こうしたまちづくりにおける基本的な考え方は、新町においても受け継いでいくべきものです。

新しい時代にふさわしいまちづくりは、行政だけの力では進められません。一人ひとりの対話と共感を基調とし、2町それぞれの個性や資源に磨きをかけながら、住民自ら責任を持った主体的なまち

づくりと、そのような住民を主役とした行政の展開が必要です。そして、地方分権時代において、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、決定するという自己決定・自己責任の原則にたつて、相互理解と信頼に基づいた住民と行政の協働（パートナーシップ）によるまちづくりを目指します。

以上のことを踏まえ

「自然と人が輝き、より豊かさを協働で追求するまちづくり」

を新町におけるまちづくりの基本理念とします。

新町の将来像

秦荘町と愛知川町は、それぞれ「心ふれあい元気なまちハーティータウン秦荘」、「安心、感動、元気がみんなの財産」愛と笑顔いっぱい「やすらぎ街道都市」愛知川を将来像に掲げまちづくりを進めてきました。秦荘町では、ハーティータウンのまちづくりがめざしてきた心ふれあうまちづくりを継

承しながら、人々が生き生きと心躍動し、幸せを感じることのできるまちづくりを目指してきました。

愛知川町では、住民と行政のパートナーシップのもと、一人ひとりの思いを大切にし、人と人とながら、子どもからお年寄りまでが、楽しく安心して暮らせるとともに、新たな活力が流れ出し町全体が21世紀の街道機能を有するような基盤整備、支援体制、環境づくりを進め、真のゆとりと豊かさを実現できる地域社会の実現を「安心」「感動」「元気」をキーワードに進めてきました。

両町がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しつつ、その特色をネットワーク化し、地域の新しい魅力を引き出すまちづくりを進めるため、共に目指してきた「心ふれあい」「元気なまち」を基本としつつ、住民・企業・行政がそれぞれの役割を考え、共に知恵と力を結び、私たちの将来にとって重要な町の潜在能力や価値が發揮される新しい文化（まちづくり）の創造を目指すため、

「新しい確かな文化」心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち

を新町の将来像とします。

さらに、こうしたまちの将来像を実現するための具体的な取り組みとして3つの分野に沿ってまとめました。

□ 安心して生活でき、住んでいてよかったと実感できるまち

いつまでも健康で安心して住み続けられる自立した暮らし、災害に強く誰もが安心して出かけられるまち、安心でやすらぎのある生活環境づくりに取り組みます。

□ ふれあい、学びあい、感動で生きるまち

生涯にわたって成長する感動、地域の人々や来訪者と交流し、新たな発見に出会う感動を応援するため、町じゅうが学習と交流の場となるまちづくりに取り組みます。

□ だれもが住みたくなる、魅力あふれる元気なまち

一人ひとりの元気が發揮され、次代を担う子どもたちがのびのび育ち、まちのにぎわいが生まれるよう、人とまちの元気が共有されるまちづくりに取り組みます。



財政シミュレーション結果概要

1. 目的

秦荘町と愛知川町とが、将来単独で財政運営を行う場合（合併しない場合）と合併して一つの自治体として財政運営を行う場合（合併した場合）のそれぞれについて財政シミュレーションを行い、比較検討し合併の効果について財政の観点から検討するものである。

なお、2町の財政的な合併効果の検討材料を提供するものであり、合併後の財政運営の計画を示すものではない。

2. 対象範囲

地方自治体の財政統計が公営企業会計以外の会計を総合した一つの会計としてまとめた「普通会計」とする。

使用データは平成13年度までの決算額、平成14年度の決算見込額、平成15年度の当初予算額に基づき、平成16年度中に2町による合併が行われ、平成17年度から合併後の会計年度がスタートするものとし、平成26年度までをシミュレーションとした。

3. 推計の考え方

財政運営に関わる各種制度については基本的に変わらないものとし、2町の個別事情を考慮せず一律の方法で推計した。また、本来予算編成時に歳入が不足する場合には、投資的経費の削減などの対応が取られるが、一律の条件に基づいて計上し、歳入・歳出のバランスを分析した。

なお、合併した場合の考え方については、基本的に合併しない場合と共通であるが、合併に伴う経費等の縮減効果、財政支援措置等を考慮し、投資的経費のうち普通建設事業に充てる合併特例債（可能額の2分の1程度とする）は発行することとしている。

4. シミュレーション結果の概要

合併しない場合

2町が近年の投資規模を維持しようとする、平成16年度から歳入・歳出の均衡が取れない状況になる。また、現在の積み立てている基金を取り崩しても、平成21年度からは財源不足になると見込まれる。ただし、実際の各年度の予算編成において、歳入・歳出を均衡させるため、投資的経費の大幅な削減とその他経費の絞り込みを行うことが不可欠となり、このことが2町のまちづくりの大きな制約要因となるものと考えられる。

合併した場合

平成17年度に約6千万円の赤字（歳出超過）になるものの、その後は各種経費の縮減効果と財政支援によって、平成26年度まで単年度収支が黒字で維持できる。また、基金においても合併直後に減少するものの約50億円近くが維持できると見込まれ、新町の今後のまちづくりに期待が持てると考えられる。

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	2,825	2,725	2,596	2,676	2,676	2,676	2,675	2,676	2,676	2,676	2,677	2,678	2,679	2,682
地方交付税	2,508	2,103	2,079	2,376	2,460	2,410	2,549	2,496	2,423	2,063	2,050	1,953	1,907	1,842
うち特例債					0	0	5	10	28	46	64	82	100	118
国・県支出金	832	820	777	673	1,006	837	767	761	755	753	752	751	751	750
地方債	1,525	1,906	1,254	731	1,037	1,037	1,037	970	971	971	971	972	972	972
うち特例債					300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
その他	1,731	2,251	1,791	1,005	957	979	1,000	1,021	966	954	961	909	917	921
合計	9,421	9,805	8,497	7,461	8,136	7,909	8,028	7,924	7,791	7,417	7,411	7,263	7,226	7,167

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	1,579	1,566	1,609	1,609	1,520	1,490	1,460	1,435	1,435	1,435	1,435	1,435	1,425	1,400
扶助費	475	476	552	558	550	475	425	420	415	404	404	404	400	400
公債費	1,293	1,078	1,052	1,282	1,295	1,064	1,081	1,120	1,150	1,148	1,066	958	908	908
うち特例債					0	7	15	41	67	93	119	145	171	197
その他経費	3,511	3,355	3,175	3,158	3,187	3,197	3,177	3,137	3,027	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
投資的経費	2,327	3,135	1,988	1,516	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640	1,640
うち特例債					325	325	325	325	325	325	325	325	325	325
合計	9,185	9,610	8,376	8,123	8,192	7,866	7,783	7,752	7,667	7,344	7,295	7,187	7,123	7,098

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入－歳出	236	195	121	-662	-56	43	245	172	124	73	116	76	103	69
基金繰入額				708	156	57	-145	-72	-24	27	-16	24	-3	31
繰入後収支	236	195	121	46	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金残高	6,525	5,571	4,812	4,110	4,054	4,097	4,342	4,514	4,638	4,711	4,827	4,903	5,006	5,075
うち特例基金					100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	2,825	2,725	2,596	2,676	2,676	2,676	2,675	2,676	2,676	2,676	2,677	2,678	2,679	2,682
地方交付税	2,508	2,103	2,079	2,376	2,260	2,210	2,140	2,082	1,991	1,848	1,771	1,707	1,624	1,624
国・県支出金	832	820	777	673	666	667	667	661	655	653	652	651	651	650
地方債	1,525	1,906	1,254	731	737	737	737	670	671	671	671	672	672	672
その他	1,731	2,251	1,791	1,005	957	979	1,000	1,021	966	954	961	909	917	921
合計	9,421	9,805	8,497	7,461	7,296	7,269	7,219	7,110	6,959	6,833	6,809	6,681	6,626	6,549

*歳入項目には、平成16年度から基金繰入を含めていない

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	1,579	1,566	1,609	1,609	1,609	1,601	1,593	1,578	1,578	1,562	1,539	1,515	1,515	1,500
扶助費	475	476	552	558	563	569	574	580	585	591	598	604	609	615
公債費	1,293	1,078	1,052	1,282	1,295	1,057	1,066	1,079	1,083	1,055	947	813	737	711
その他経費	3,511	3,355	3,175	3,158	3,187	3,197	3,177	3,137	3,027	2,960	3,031	3,049	3,096	3,096
投資的経費	2,327	3,135	1,988	1,516	1,516	1,516	1,516	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316	1,316
合計	9,185	9,610	9,610	8,123	8,170	7,940	7,926	7,690	7,735	7,551	7,360	7,279	7,226	7,238

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳入－歳出	236	195	121	-662	-874	-671	-707	-580	-776	-718	-551	-598	-600	-689
基金繰入額				708	985	748	795	601	602	77	36	36	36	32
繰入後収支	236	195	121	46	111	77	88	21	-174	-641	-515	-562	-564	-657

(単位：百万円)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
基金残高	6,525	5,571	4,812	4,110	3,129	2,400	1,607	1,008	408	332	296	261	225	194

合併した場合の財政推計結果概要

合併しない場合の財政推計（2町合計）結果概要

2町の概要シリーズ

1. 介護保険料の状況

平成15年度分

項 目	秦 荘 町	愛 知 川 町
第1段階 (年額) (円)	16,800	19,200
第2段階 (年額) (円)	25,200	28,800
第3段階 (年額) (円)	33,600	38,400
第4段階 (年額) (円)	42,000	48,000
第5段階 (年額) (円)	50,400	57,600

2. 自治会の状況

平成15年4月1日現在

項 目	秦 荘 町	愛 知 川 町	合 計
自治会数 (区)	28	21	49

3. 諸証明手数料の状況

平成15年4月1日現在

項 目	秦 荘 町	愛 知 川 町
戸籍謄本・抄本 (1通) (円)	450	左に同じ
除籍謄本・抄本 (1通) (円)	750	左に同じ
住民票の写し (1件) (円)	200	左に同じ
印鑑登録証明 (1件) (円)	200	左に同じ
資産に関する証明 (1件) (円)	200	左に同じ
租税公課に関する証明 (1件) (円)	200	左に同じ
納税管理人に関する証明 (1件) (円)	200	左に同じ

今後の
研究会
開催予定

第10回秦荘町・愛知川町合併研究会

日 時 10月29日(水) 午後2時から5時まで

場 所 愛知川町役場 3階 第3会議室

合併研究会は傍聴できます

合併研究会は、公開を原則としています。
どなたでも傍聴できますので、お気軽にお越しください。

傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前までに受付を済ませてください。傍聴人は先着順となっていますが、定員(20名)を超えた場合は抽選となります。

2町のうごき (平成15年9月1日現在)

町 名	男性	女性	人口	世帯数
秦 荘 町	3,848	4,079	7,927	2,108
愛 知 川 町	5,786	5,774	11,560	3,951
合 計	9,634	9,853	19,487	6,059

※人口、世帯数は外国人登録者も含めています。

合併に関するお問い合わせ先

秦荘町・愛知川町合併研究会事務局
(愛知川町役場3階)

〒529-1380

滋賀県愛知郡愛知川町大字愛知川72番地

TEL0749-42-7671 FAX0749-42-7677

e-mail gappei@hata-echi.jp

(2町の合併担当窓口)

秦荘町総務課

〒529-1234

滋賀県愛知郡秦荘町大字安孫子825番地

TEL0749-37-8050 FAX0749-37-4192

e-mail soumu@town.hatasho.shiga.jp

愛知川町総務課

〒529-1380

滋賀県愛知郡愛知川町大字愛知川72番地

TEL0749-42-7680 FAX0749-42-6090

e-mail echigawa@town.echigawa.shiga.jp